

令和6年12月25日

ブルーレイディスクの機器・媒体に係る私的録画補償金の額の認可について

一般社団法人私的録音録画補償金管理協会（sarah）より申請のあったブルーレイディスクの機器・媒体に係る補償金の額について、令和6年12月25日付けで文化庁長官が認可を行いましたので、お知らせします。

（今回認可された補償金の額）

- ・ 特定機器：1台当たり182円（税抜） ※200円（税込）
- ・ 特定記録媒体：当該特定記録媒体の基準価格に1%を乗じて得た額

（今後の予定）

sarahは令和7年4月1日からの本補償金の徴収開始を目指しており、これに向けて今後具体的な徴収方法等の調整を行うとともに、本制度の趣旨や意義等について国民の理解促進に向けた活動を進める予定です。

※具体的な徴収開始時期については、準備が整い次第sarahのHPで告知する予定。

（これまでの経緯）

令和4年	11月25日	ブルーレイディスクレコーダーが対象機器に指定
令和6年	11月26日	sarahによる私的録画補償金額に係る認可申請
	29日	文化審議会著作権分科会使用料部会
	12月17～20日	文化審議会著作権分科会（持ち回り）
	23日	文化審議会答申
	25日	文化庁長官の認可

（添付資料）

- ・ 認可書
- ・ 答申
- ・ 今回認可された補償金規程
- ・ 審査基準
- ・ 私的録音録画補償金制度の概要
- ・ sarahの概要

（問合せ先）

担 当：文化庁著作権課管理係
電 話：03-5253-4111（内線4843）
Eメール：chosakusuisin@mext.go.jp

一般社団法人私的録音録画補償金管理協会

令和 6 年 1 1 月 2 6 日付けで申請があった私的録画補償金の額については、別紙の文化審議会答申を踏まえ、適正な額と認められるため、著作権法（昭和 4 5 年法律第 4 8 号）第 1 0 4 条の 6 第 1 項の規定により認可します。

なお、協会において、

- 1) 令和 7 年 4 月 1 日の本補償金の徴収開始に向けて、製造業者間で徴収の有無が生じることなく公平な補償金の徴収を確保するため、個別の事業者等と丁寧な協議を進めること、
- 2) 本補償金の徴収に当たっては国民の理解が重要であることから、協会が中心となって、製造業者や消費者団体等と連携しながら、本制度の趣旨や意義等について国民の理解促進に向けた活動を継続的に推進することを申し添えます。

令和 6 年 1 2 月 2 5 日

文化庁長官

都 倉 俊 一

令和6年12月23日

文化庁長官

都 倉 俊 一 殿

文化審議会会長

島 谷 弘 幸

私的録画補償金の額の認可について（答申）

令和6年諮問第122号で諮問のあった私的録画補償金の額の認可については、審議の結果、私的録音録画補償金管理協会からの申請のとおり認可することが適当と議決されましたので、その旨答申します。

この際、協会においては以下の事項に留意すべきであるとの意見がとりまとめられましたので、申し添えます。

- ・ 令和7年4月1日の本補償金の徴収開始に向けて、製造業者間で徴収の有無が生じることなく公平な補償金の徴収を確保するため、個別の事業者等と丁寧に協議を進めること。
- ・ 本補償金の徴収に当たっては国民の理解が重要であることから、協会が中心となって、製造業者や消費者団体等と連携しながら、本制度の趣旨や意義等について国民の理解促進に向けた活動を継続的に推進すること。

私的録画補償金規程

(目 的)

第1条 この規程は、特定機器(デジタル方式の録画機能を有する機器であって、著作権法施行令第1条で定められたもの。)により、特定記録媒体(特定機器によるデジタル方式の録画の用に供される記録媒体であって、著作権法施行令第1条の2で定められたもの。)に著作物、実演又はレコードを私的使用の目的で録画する場合の補償金(以下、私的録画補償金という。)の額を定めることを目的とする。

(購入時支払いの場合の私的録画補償金の額)

第2条 著作権法第104条の4第1項の規定に基づき、購入時において支払う特定機器1台及び特定記録媒体1個あたりの私的録画補償金の額は、次により算出した金額に、当該金額に消費税率を乗じて得た額を加算した額とする。

(1) 特定機器

1台当たり182円

(2) 特定記録媒体

当該特定記録媒体の基準価格（製造業者又は輸入業者が国内において最初に流通に供した際の価格に相当する額をいう。）に1%を乗じて得た額とする。

附 則

(適用期間)

この規定は、令和7年4月1日から適用する。

私的録音録画補償金の額の認可に関する基準等

(審査基準)

1 著作権法（昭和45年法律第48号）第104条の6第1項の規定に基づく私的録音録画補償金の額の認可又は額の変更の認可を求める申請は、次の基準により審査するものとする。

- ① デジタル方式による私的録音録画に伴い権利者が被る不利益を補償するものとして相当な額であると認められること。
- ② 権利者の許諾を得ることなく自由に行うことができる私的録音録画行為が広く国民の間に普及していることに鑑み、補償金の負担者である利用者等の理解を得られるような適正な額であると認められること。
- ③ 第104条の4第1項の規定による支払の特例に係る私的録音録画補償金の額の認可を求める申請については、同項の趣旨に鑑み、権利者及び購入者の双方にとって妥当な額であると認められること。
- ④ 録音又は録画に係る通常の使用料の額、デジタル方式による録音・録画機器の普及状況及び販売価格、諸外国における同様の制度の状況、製造業者等の団体の意見その他の事情を総合的に勘案して、適正な額であると認められること。

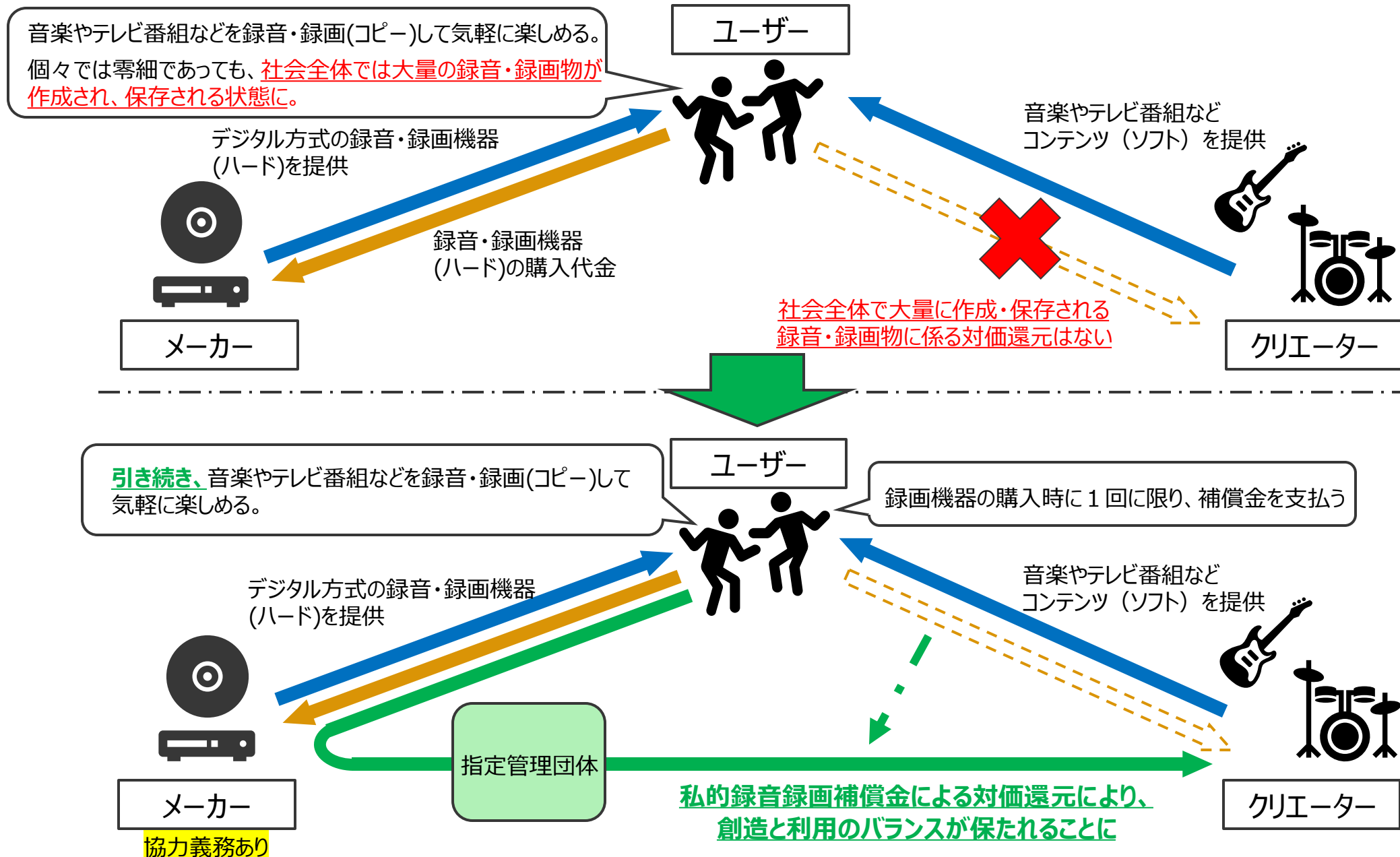
(標準処理期間)

2 前項の申請に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第6条の規定による標準処理期間は、3か月とする。ただし、この期間内に処理できない特段の事情がある場合は、この限りでない。

附 則

この規定は、行政手続法の施行の日（平成6年10月1日）から施行する。

私的録音録画補償金制度とは



指定管理団体(sarah)について

- 私的録音録画補償金は、文化庁長官が指定する指定管理団体（区分ごとに全国を通じて1個に限る）のみが権利行使できる（著作権法第104条の2第1項第2号）。
- 既に存在していた私的録音に係る指定管理団体（私的録音補償金管理協会）に私的録画に関する団体が加わる形で受け皿となる「一般社団法人私的録音録画補償金管理協会」が2022年6月17日に設立された。本補償金制度の新たな対象機器としてブルーレイディスクレコーダーが規定され、同年10月21日に同協会が指定管理団体として指定された。

協会の概要

名称：一般社団法人私的録音録画補償金管理協会

英名：Society for the Administration of Remuneration for
Audio and Video Home Recording

略称：**sarah（サーラ）**

設立：2022年6月17日設立

代表理事：畑陽一郎

（一般社団法人日本レコード協会 顧問）

〔目的〕

本会は、著作者、実演家及びレコード製作者（以下「権利者」という。）のために、私的録音録画補償金を受ける権利を行使し、権利者に分配するとともに、著作権及び著作隣接権の保護に関する事業等を実施し、もって文化の普及発展に寄与することを目的とする。

〔事業〕

- (1) 私的録音録画補償金の額の決定、徴収及び分配その他私的録音録画補償金を受ける権利の行使に関すること
- (2) 著作権制度に関する思想普及及び調査研究
- (3) 著作物の創作の振興及び普及
- (4) 著作権及び著作隣接権の保護に関する国際協力
- (5) デジタル録音録画用機器及びデジタル録音録画用記録媒体の開発に伴う著作権及び著作隣接権を保護するための技術的手段に関する調査研究
- (6) 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

会員団体一覧（2022年10月時点）

一般社団法人 日本音楽著作権協会
公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会
一般社団法人 日本レコード協会
一般社団法人 日本民間放送連盟
日本放送協会
一般社団法人 全日本テレビ番組製作社連盟
一般社団法人 日本動画協会
一般社団法人 日本映像ソフト協会
一般社団法人 日本映画製作者連盟
協同組合 日本映画製作者協会
一般社団法人 映像コンテンツ権利処理機構
協同組合 日本脚本家連盟
協同組合 日本シナリオ作家協会
公益社団法人 日本文藝家協会